

齋川地区・小原地区で地区計画を策定しました

齋川地区と小原地区では、令和3年度に創設された「地区計画策定支援交付金」を活用し、まちづくり協議会が中心となり、住民主体の話し合いの場を設けて、「まちづくり宣言」に基づく地区計画を策定しました。その様子をご紹介します。

齋川地区 齋川まちづくり協議会

「絆とつながりをさらに強め、持続可能なまち『齋川』を育む」ために

齋川地区では、平成29年度から毎年、年3回ほど地域づくりに向けた話し合いの場を定期的に設けてきたことから、これまでに話し合ってきた内容を活用し、また、性別や年代が偏らないように配慮しながら策定に向けた会議を2回開催しました。さらに、先進地視察では新潟県村上市を訪問し、各世代の強みを生かし、協力しながらまちづくりを進めている高根地区の取り組みや、「古民家を活用した工房・広場・食堂の取り組み」を行う方々の拠点を訪問してお話を聞きました。これらを経てまとめた計画案は、齋川地区内で回覧し、地区住民からご意見をいただく場を設け、地区計画の策定が完了しました。



1_特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンターの齋藤主税さんを講師に招き、策定会議を開催しました
2_先進地視察では、新潟県村上市の「はつめの家」の磯部富子さんからお話を伺いました

●齋川地区の重点施策

- ①幅広い世代が気軽に集い・交流できる場・居場所をつくる。
- ②空き家・遊休農地の実態を、地区独自に調査・把握する。
- ③多様な住民の参加・協力を得ながら、産直センターの有効活用を図る。
- ④課題解決や住民が必要とするテーマ（ICTスキルなど）の学習会を充実させる。
- ⑤齋川お宝マップを活用したまちあるきを推進し、イベントなどを企画・実施する。

小原地区 小原地区振興会

「暮らしを支える密なつながりと持続可能な仕組みのある里づくり」を目指して

小原地区では、平成30年度から毎年、年3回ほど地域づくりに向けた話し合いの場を定期的に設けてきました。今回の地区計画の策定のための会議は、これまでの継続的な話し合いの一環としながらも、参加の呼びかけを継続して行い開催しました。また、先進地視察では小原地区よりも人口が少なく高齢化率が高くとも、地域一丸となって地域づくりを進めている、丸森町筆甫地区の一般社団法人筆甫地区振興連絡協議会から「筆甫地区のまちづくり」、「災害時の助け合い」、「法人設立の経緯」などについて、拠点である筆甫まちづくりセンターを訪問してお話を聞きました。

これらを経てまとめた計画について、小原地区内で回覧し、地区住民からご意見をいただく場を設けて、地区計画策定が完了しました。

●小原地区の重点施策

- ①既存の行事・組織の見直しを進め、地域運営に関する体制・仕組みを再編する。
- ②健康維持のための脳トレや各地区でのふれあいサロンをさらに充実させると共に、サロン相互の連携・交流を推進する。
- ③簡易水道の維持管理に向けた体制を整備し、持続可能なあり方を検討する。
- ④ICT基盤を有効活用していくための勉強会を実施する。
- ⑤地区外から通学する子どもの保護者と地区住民が交流する機会を積極的に設ける。



3_グループに分かれて、地区計画に盛り込む内容について話し合いました
4_先進地視察では、丸森町の一般社団法人筆甫地区振興連絡協議会事務局長 吉澤武志さんからお話を伺いました

～白石市に暮らす一人一人の幸せを願って～ 「人と地域が輝く未来共創交付金」が誕生

令和3年度からスタートした「第六次白石市総合計画」では、少子高齢化・人口減少に対応した持続可能な白石市の実現を目指しています。

特に、地域づくりについては、地域づくり計画を定め、各地区において住民主体で策定された「まちづくり宣言」が計画的に実現できるように、地区計画の策定を推進し支援しています。令和4年度からは、住民が自主的・主体的に実施する地区計画に掲げる活動や事業を支援するための新たな交付金制度「人と地域が輝く未来共創交付金」を創設します。

☎まちづくり推進課 ☎ 22-1327



「人と地域が輝く未来共創交付金」を活用するためには、各まちづくり協議会や自治会連合会白石支部を中心に、「まちづくり宣言」に基づく地区計画を策定する必要があります。令和4年度は地区計画を策定した「齋川地区」・「小原地区」で活動する団体がこの交付金制度を活用することができます。交付金を活用したい場合は、まずは齋川まちづくり協議会・小原地区振興会にお問い合わせください。

●対象事業

- 各地区の「まちづくり宣言」に基づき策定された地区計画の推進を図るための住民参加型の事業。
- ・地域の協働やコミュニケーションが推進される事業
 - ・福祉活動、環境美化、防災力の強化等、住民の安心安全な生活に寄与できる事業
 - ・地域・社会の課題の解決を図る事業
 - ・地域の特色を生かしその魅力を高める事業
 - ・地域の活性化が図られる事業
 - ・地域・社会の課題解決を図るためのコミュニティビジネス

●対象経費

- (1)地域づくり事業に直接要する経費…講師等の謝金、会場等設営費、印刷費、備品購入費など
- (2)地域づくり事業に直接要する事務費…消耗品費、通信運搬費、会議費（食糧費を除く）、旅費など
- (3)まちづくり協議会等が地域づくり団体等に対して交付金を交付する事務に要する経費…消耗品費、通信運搬費、備品費など（交付上限額の2割以内。まちづくり協議会・自治会連合会白石支部のみ対象）

●対象団体

まちづくり協議会等のほか、市内に拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体。
※政治・宗教活動または営利のみを目的としないこと

●予算上限額

基本額70万円+人口割 前年度10月末の地区の人口1人当たり50円（1,000円未満切り捨て）で積算。

●地区計画とは

まちづくり宣言の計画的な実現のために、地区ごとに住民主体で話し合いの場を設けていただき、今後5年間の取り組みについて計画を立ててもらうものです。地区計画に盛り込む具体的な内容は、「基本方針」、「具体的な取り組みの方向性」、「実施事業年度」、「重点施策の記載」です。

市では各地区が地区計画を策定するために活用できる交付金制度「地区計画策定支援交付金」を創設し、地区計画の策定を支援しています。

●令和8年度に「まちづくり交付金」から「人と地域が輝く未来共創交付金」に完全移行します

市では住民主体の地域づくりのさらなる推進を目指し、「まちづくり交付金」から「人と地域が輝く未来共創交付金」への移行を進めていきます。

平成25年度からスタートした「まちづくり交付金」は、現在の基本額50万円を減額（令和6年度30万円、令和7年度20万円）し、令和7年度末に終了します。これらを見越して計画的にまちづくり協議会や自治会連合会白石支部が主体となって地区計画の策定をご検討ください。